

特許権侵害訴訟に関する訴訟費用について
企業価値を基準とした実証分析

佐々木通孝[†]

平成 29 年 6 月

概 要

本稿の目的は、特許権侵害訴訟に関する訴訟費用を明らかにすることである。訴訟が提訴された日を情報の発生と捉え、訴訟当事者の企業価値の変化をイベント・スタディにて分析した。分析の結果、特許権侵害訴訟に関し提訴されることは、被告の企業価値に対し正の効果をもたらすことが明らかになった。この結果は、特許権侵害訴訟における訴訟費用が比較的低額である可能性を示唆している。

JEL Classification: G14; K39; L65

[†] 一橋大学大学院国際企業戦略研究科博士後期課程
なお、本稿は未定稿の段階にある論文草稿であるため、引用や参照する場合は筆者までご連絡ください。michitakasasaki@gmail.com

1. はじめに

本稿の目的は、特許権侵害訴訟に関する訴訟費用を明らかにすることである。訴訟が提訴された日を情報の発生と捉え、訴訟当事者の企業価値の変化をイベント・スタディにて分析する。結果を先に述べると、提訴されることは、被告の企業価値に対し正の効果をもたらすことが明らかになった。この結果は、特許権侵害訴訟における訴訟費用が比較的低額である可能性を示唆している。

平成 29 年 1 月に、知的財産高等裁判所が、特許権侵害訴訟に関する統計データを公表した。¹ データには、毎年公表されている判決に関する事項だけでなく、通常は知ることはできない和解の内容も示されていた。他の公表データを併せて判決と和解、取下げなどを集計し、取下げは全て原告の敗訴と仮定すると、提訴後に特許権者が実質的に勝訴する確率は 24% になる。² なぜ、勝訴確率が低いにも関わらず、特許権者は提訴するのであるか。この要因の一つに、訴訟費用があると考えられる。

特許権侵害や特許無効の判断基準となる条文や裁判例などはウェブサイトにて公開されており、誰でも自由に閲覧することができる。加えて、特許権侵害に関する証拠書類、例えば、権利の範囲を公示する特許掲載公報や特許無効の証拠資料となる特許公開公報もウェブサイトにて公開されている。被疑侵害製品は、特許公開公報などに比べると入手は簡単ではないものの、市場に流通している物であれば手に入れることはできるであろうし、これを分解して構造を明らかにすることも可能であろう。特許権者と被疑侵害者、両者が入手している情報の差が無く、かつ、両者が侵害の成否や損害額の算定について合理的に判断すれば、判決が下す損害額の予測値についても差は生じないはずである。この場合、両者は比較的容易に和解に至るであろう。

一方、両者のどちらかの者が、侵害の成否などについて合理的な判断をせずに自身にとって楽観的な判断をした場合には、上述した予測値に差が生じることになる。この場合は両者間での紛争となるが、必ずしも和解交渉が決裂し判決に向かうとは限らない。費用につい

1 最高裁判所事務総局行政局「特許権の侵害に関する訴訟における統計 (東京地裁・大阪地裁, 平成 26~27 年)」知的財産高等裁判所ウェブサイト
(http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/tokyo_toukei.pdf, 閲覧日 2017 年 3 月 31 日)

2 最高裁判所事務総局行政局「平成 26 年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報 67 巻 10 号 91 頁以下 (2015)、最高裁判所事務総局行政局「平成 27 年度知的財産権関係民事・行政事件の概況」法曹時報 68 巻 10 号 61 頁以下 (2016)

て両者が合理的に判断すれば、予想値の差が訴訟費用を上回る場合には判決にまで至り、そうでなければ提訴の前、あるいは判決前に和解するはずである。³ これは、訴訟費用が少額であるほど、提訴や判決に至る確率が高くなることを意味する。そうすると、上述した勝訴率が低いにも関わらず判決に向かう要因の一つに、訴訟費用があるのではないだろうか。

ここで訴訟費用に関連する先行研究について概観する。法的紛争当事者の訴訟費用に着目した研究として、PriestとKleinの共著論文がある。⁴ Priestらは、勝訴確率と予測賠償額、訴訟費用、和解費用、和解額の5つの項目に着目した。そして、訴訟費用と和解費用を比べると前者の方が高額であるという前提を置くと、和解の範囲は常に存在することを、上記した5つの項目を用いたモデルを使い明らかにした。さらに、原告と被告、両者が予測する賠償額が一致するという仮定を置くと、トライアルに至る事件を集めても、これは提訴された事件の無作為標本とはならないことを説いている。加えて、このような事件は、原告勝訴率の予測値が、原告と被告、両当事者間で著しく異なっており、この中でも勝訴する確率が五分五分であるほどトライアルに至ることを述べ、ゆえに、トライアルにおける原告勝訴率は50%となることを説いている。なお、Priestらの先行研究は、トライアルとディスカバリーという裁判制度を有する米国の法的紛争を前提にしている。

米国のようなトライアルとディスカバリーが導入されていないわが国の民事訴訟に、Priestらのモデルをあてはめた研究にラムザイヤーの論文がある。⁵ ①勝訴する確率が五分五分の事件に加え、②不法行為などの認定に争いはなく原告勝訴は明らかであるが損害額算定にのみ争いがある事件も判決に向かうことをラムザイヤーは述べている。そして、①と②を考慮すると、原告勝訴率は50%を超えることを述べ、わが国の民事訴訟の統計データを分析して原告勝訴率は約76%であることを明らかにした。

上述したように、条文や裁判例、証拠資料となる特許掲載公報は公表されており、多くの商品は発売後に流通しているため、特許権者や商品の製造業者だけでなく、投資家もこれらの情報を入手可能である。そうすると、効率的市場仮説の下では、将来発生する特許権に基づくライセンスフィーまたは損害賠償額は特許権者や商品を製造・販売する企業の株

3 See George L. Priest & Benjamin Klein, *The Selection of Disputes for Litigation*, 13 J. LEGAL STUD. 1-55 (1984).

4 *Id.*

5 J. マーク ラムザイヤー「国税庁はなぜ勝つか—『法と経済学』から見た勝訴率」ジュリスト934号130頁以下(1989)

価に織り込み済ということになる。⁶ そして、訴えが提起されたということは、訴訟当事者に訴訟費用が将来発生するというだけの情報となり、これが株価に反映される。ゆえに、提訴時の株価の変化を捉えることで、訴訟費用を推計することができる。このような考え方を応用して特許権侵害訴訟の費用について分析した先駆的な研究として Bhagat らの共著論文がある。⁷ Bhagat らは、特許権侵害訴訟提訴に関する記事が新聞に掲載されたことをイベントとして、訴訟が企業価値へ及ぼす影響をイベント・スタディにて分析している。Bhagat らが 1981 年から 1983 年の 3 年間に発行されたウォール・ストリート・ジャーナルを調査したところ、原告として提訴した、あるいは、被告として提訴された記事を合わせると 90 件が掲載されていた。分析の結果、提訴は被告の企業価値に負の効果をもたらすことと、株主の資金は被告から原告に移転することではなく、他の投資先に流出していることを、Bhagat らは明らかにした。

Bhagat らの分析手法を基にして、ウォール・ストリート・ジャーナルの発行年を 1981 年から 1992 年の 12 年間に変更し、かつ、特許権の技術分野をバイオテクノロジーに限定して分析したのが Lerner の論文である。⁸ 分析の結果、バイオテクノロジー分野の特許権侵害訴訟においても、被告企業から原告企業へ訴訟費用は移転しておらず、株主の資金は他の投資先に流出していることを Lerner は明らかにした。

同じように Bhagat らの分析手法を基にして、ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載された訴訟だけでなく、商用データベースに掲載された訴訟を分析対象とした研究に Bessen と Meurer の共著論文がある。⁹ Bessen らは、2460 件の特許権侵害訴訟を抽出し、提訴された日をイベントとして分析した。分析の結果、ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載されていない訴訟であっても、提訴は被告の企業価値に負の効果をもたらすことと、ウォール・ストリート・ジャーナルに掲載された事件と掲載されていない事件を対比すると、前者の方が負の効果大きいことを明らかにした。

6 Eugene F. Fama, *Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work*, 52 AM. FINANC. ASSOC. 737-783 (1970).

7 Sanjai Bhagat, James A Brickley & Jeffrey L Coles, *The Cost of Inefficient Bargaining and Financial Distress. Evidence from Corporate Lawsuits*, 35 J. Financ. Econ. 221-247 (1994). Sanjai Bhagat, John Bizjak & Jeffrey Coles, *The Shareholder Wealth Implications of Corporate Lawsuits*, 27 FINANC. MANAG. 5-27 (1998).

8 Josh Lerner, *Patenting in the Shadow of Competitors*, 38 J. Law Econ. 463-495 (1995).

9 James E. Bessen & Michael J. Meurer, *The Private Costs of Patent Litigation*, Bost. Univ. Sch. Law Work. Pap. 1-43 (2008).

また、非事業会社による特許権侵害訴訟の提訴をイベントとして、被告企業の価値への影響を分析したものに、Bessenらの共著論文がある。¹⁰ Bessenらは、非事業会社が原告であつても、提訴は被告の企業価値に負の効果をもたらすことを明らかにした。¹¹

以上の先行研究により、3つの点が明らかになっている。一つ目は、イベント・スタディにより訴訟費用の分析が可能なこと。二つ目は、米国において特許権侵害について提訴されることは、被告企業の価値に負の効果をもたらすこと。三つ目は、特許権侵害訴訟において被告企業から原告企業へ訴訟費用は移転しておらず、株主の資金は他の投資先に流出していることである。しかし、筆者の知る限りにおいて、未だわが国の特許権侵害訴訟の費用について、実証的に分析した研究はない。上述した勝訴率が低いのに関わらず、出訴に向かい、さらに判決に至るのかという問題を明らかにするためにも、訴訟費用の実証的分析は有益であると考えられる。そこで本稿は、イベント・スタディを用い企業価値の変化を通して、特許権侵害に関する訴訟費用を実証的に分析する。

本稿の構成は以下の通りである。第2節において特許権侵害訴訟における審理期間や審理構造を概説する。第3節では分析方法を説明する。第4節では実証分析の結果を示すとともに考察を行う。第5節で結論の要約と本稿の問題点を示す。

2. 特許権侵害訴訟に関する訴訟費用

2.1. 審理期間

はじめに、訴訟費用と正の相関があると思われる審理期間、すなわち提訴日から判決日までの期間を概観する。知的財産関係事件と特許・実用新案関係事件の平均審理期間を表1に示している。2009年の地方裁判所における知的財産関係事件の平均審理期間は13.4カ月であり、2015年は14.2カ月である。知的財産関係事件には、商標権や著作権に関する事件も含まれるため、2009年の東京地裁の特許・実用新案関連事件を見ると、平均審理期間は13.7カ月である。筆者の知る限りにおいて特許・実用新案関連事件について2010年以降のデータは公表されていない。しかし、地方裁判所の知的財産関係事件と東京地裁の特許・実用新案関連事件を対比すると、2003年頃から大きな差は無いように見え

10 James Bessen, Jennifer Ford & Michael J. Meurer, *The Private and Social Costs of Patent Trolls*, 11 BOST. UNIV. SCH. LAW WORK. PAP. 1-34 (2011).

11 Bessenらは非事業会社による特許権侵害訴訟をパテントロールであるとして、これらの訴訟は産業の発展に何ら寄与しておらず、事業会社の価値を棄損していると述べている。

る。2015 年においても特許・実用新案関連事件の平均審理期間は、知的財産関係事件と同じように 14 カ月程度と考えられる。

表1 知的財産関係事件の平均審理期間¹²

年次	地方裁判所	東京地裁	
	知的財産	知的財産	特許・実用新案
1999	23.1	24	27.5
2000	21.6	20.9	27.8
2001	18.3	17.0	21.4
2002	16.8	15.8	19.6
2003	15.6	13.8	15.8
2004	13.8	11.7	13.8
2005	13.5	11.8	15.7
2006	12.5	10.8	13
2007	14.4	12.4	15.9
2008	13.7	13.5	12.5
2009	13.4	12.2	13.7
2010	14.8	—	—
2011	13.4	—	—
2012	15.7	—	—
2013	15.7	—	—
2014	15.1	—	—
2015	14.2	—	—

(単位) 日

(注) 表中の「—」は公表されていないことを示す。

2.2. 東京地裁における審理モデル

上記 2.1 で述べた審理期間のなかで、原告と被告はどのような文書を準備し、答弁や陳述をしているかを、ここで概観する。特許権に関する訴えは、東京地裁と大阪地裁の専属管轄であり、事件数を比較すると東京地裁の方が多し。そこで、東京地裁における特許権侵害訴訟の審理モデルについて説明する。

12 最高裁判所事務総局行政局・前掲注(2)、清水節「統計数字等に基づく東京地裁知財部の実情について」判例タイムズ 61 巻 52 頁以下(2010)。

東京地裁の知財部は原則として2段階審理を採用する。¹³ 第1段階は特許権の侵害の有無と無効論を、第2段階は損害額を審理する。第1段階は、口頭弁論を1回、争点整理をする弁論準備手続きを5回程開き、侵害論の審理を終える。

2.2.1. 第1回口頭弁論

第1回目の口頭弁論では、原告は訴状を、被告は答弁書を、それぞれ陳述する。訴状に、原告は差止請求や損害賠償請求などの請求の趣旨と、請求の原因を記載する。請求の原因として、①原告の有する特許権、②同特許権に係る特許発明の内容(以下「本件特許発明」という)、③本件特許発明の構成要件の分節、④被告の行為、⑤被告製品や被告方法が本件特許発明の技術的範囲に属すること、⑥原告の損害を記載する。答弁書に、被告は請求の原因に対する認否反論や特許無効の抗弁の主張など、被告が訴訟において予定している主張全般を記載する。¹⁴

2.2.2. 第1回～第5回までの弁論準備手続

第1回弁論準備手続期日において、被告は、被告製品や被告方法が本件特許発明の技術的範囲に属するか否かに関する主張を統括的に記載した準備書面を陳述する。準備書面には、被告製品や被告方法の構成を具体的に特定した物件目録を記載する。加えて、無効の抗弁を主張する場合には、進歩性の欠如などをまとめた準備書面を陳述する。進歩性の欠如を主張する場合には、①本件特許発明の内容、②主引用例記載の引用発明の内容、③本件特許発明と引用発明の一致点及び相違点、④相違点に係る構成について当業者が他の先行技術を適用することによって容易に相当することができたことを準備書面に記載し、証書として引用や先行技術が記載された刊行物などを提出する。¹⁵

第2回弁論準備手続期日では、被告が主張した技術的範囲の属否と無効の抗弁に対する反論をまとめた準備書面を陳述する。また、原告が特許請求の範囲の訂正による対抗主張をする場合には、この時点で主張立証を行う。この場合、①特許庁に対し適法な訂正請求などを行っていること、②訂正によって被告が主張する無効理由が解消されること、③被告製品や被告方法は訂正後の特許発明の技術的範囲に属することを主張する。¹⁶

13 山門優「東京地裁における特許権侵害訴訟の審理要領(侵害論)について」判例タイムズ 64 巻 5 頁以下(2013) 5 頁.

14 山門優・前掲注(13) 6-7 頁.

15 山門優・前掲注(13) 7 頁.

16 山門優・前掲注(13) 7 頁.

第 3 回弁論準備手続期日では、第 2 回弁論準備手続にて陳述された原告の主張に対し、被告が反論する旨を記載した準備書面を陳述する。¹⁷

第 4 回弁論準備手続期日では、原告が無効の抗弁に対する反論を補充する準備書面を陳述する。侵害論に関する審理の最終段階として、必要に応じて当事者双方による技術説明会が実施される。説明会は、当事者双方が、それぞれの主張を要約し、口頭で説明する最終プレゼンテーションである。通常、各当事者に 30 分~1 時間程度の持ち時間が与えられる。技術説明会が終了すると、裁判官は当事者に対し侵害論に関する追加の主張立証がないことを確認する。¹⁸

この後、裁判官は侵害論について心証を形成する。非侵害の心証を得た場合には、弁論準備手続きを終結し、第 2 回口頭弁論期日において弁論を終結し、判決言渡しに至る。ただし、裁判所の心証を開示した上で和解を勧告し、和解期日が指定される場合もある。侵害の心証を得た場合には、第 5 回弁論準備手続期日において裁判官は心証を開示した上で損害論に関する論点整理手続きに入る。ただし、この段階で和解を勧告し、和解期日が指定される場合もある。¹⁹

以上のような審理が提訴から裁判官の心証開示までになされる。そして、これらに関する文書作成や資料収集、陳述の準備などに費用が発生する。

3. 研究方法とデータ

3.1. イベント・スタディ

イベント・スタディは、情報の出現によって株価がどれだけ変化したかを観測し、この変化が偶然や他の情報により生じたものでないことを統計学的に検証することで、情報と価格変化との因果関係を見出そうとする分析手法である。²⁰ この統計学的検証は、情報の出現した日の株価収益率と、出現しなかった場合の株価収益率を対比し、二つの値に統計的に

17 山門優・前掲注(13) 7 頁.

18 山門優・前掲注(13) 7-8 頁.

19 山門優・前掲注(13) 8 頁.

20 酒井太郎「企業法学における統計学的分析手法：イベント・スタディ」一橋論叢 133 巻 4 号 412 頁以下(2005) 416 頁

有意な差があるかどうかを検定する。²¹ そして、イベント・スタディでは効率的市場仮説におけるセミストロング・フォームが成り立っていることを前提とする。^{22 23}

イベント・スタディによる分析は、株価ごとの期待収益率と超過収益率を算出する。期待収益率の推計に、本稿ではマーケットモデルを用いる。²⁴ したがって、期待収益率は、

$$R_{it} = \alpha_i + \beta_i \cdot R_{mt} + \varepsilon_{it}$$

$$E(\varepsilon_{it}) = 0 \quad \text{var}(\varepsilon_{it}) = \sigma_{\varepsilon_i}^2$$

と表せる。²⁵ R_{it} は τ 日における企業 i の収益率、 R_{mt} は τ 日におけるマーケット・ポートフォリオの収益率であり、 ε_{it} は平均ゼロの攪乱項であり、 α_i と β_i 、 $\sigma_{\varepsilon_i}^2$ はマーケットモデルのパラメーターである。 $\tau=T_0$ はイベント日である。マーケット・ポートフォリオには TOPIX(東証株価指数)を用い、株価は日足終値を用いる。²⁶ 推計期間はイベント日の 90 営業日前から 31 営業日前までとし、 α_i と β_i を求める。²⁷

企業ごとに算定される推計値を $\hat{\alpha}_i$ と $\hat{\beta}_i$ とすると、企業 i の τ 日における超過収益率 (AR=Abnormal Return) は次式により表される。²⁸

$$AR_{it} = R_{it} - \hat{\alpha}_i - \hat{\beta}_i \cdot R_{mt}$$

イベント・スタディは数日間の累積値を観測することが慣例となっている。²⁹ この累積値は、累積超過収益率 (CAR=Cumulate Abnormal Return) として、次式のように定義される。

30

21 See, e.g., A. Craig MacKinlay, *Event Studies in Economics and Finance*, 35 J. ECON. LIT. 13–39 (1997) at 21.

22 See, e.g., JOHN Y. CAMPBELL, ANDREW W. LO & A. CRAIG MACKINLAY, *THE ECONOMETRICS OF FINANCIAL MARKETS* §1 (1997).

23 See Eugene F. Fama, *Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work*, 52 AM. FINANC. ASSOC. 737–783 (1970).

24 See, e.g., Mackinlay, *supra* note 21 at 18.

25 See, e.g., *Id*

26 広瀬純夫=柳川範之=齊藤誠「企業内キャッシュフローと企業価値--日本の株式消却に関する実証分析を通じての考察」*経済研究* 56 巻 30 頁以下(2005) 40 頁、松尾浩之=山本健「日本の M&A--イベント・スタディによる実証研究」*経済経営研究* 26 巻 1 頁以下 (2006) 8 頁。

27 Bronwyn H. Hall & Megan MacGarvie, *The Private Value of Software Patents*, 39 RES. POLICY 994–1009 (2010).

28 See, e.g., Mackinlay, *supra* note 21 at 20–21.

29 See, e.g., *Id* at 20–21, 35.

30 See, e.g., *Id* at 20–21.

$$CAR_i = CAR_{i(\tau_1, \tau_2)} = \sum_{\tau=\tau_1}^{\tau_2} AR_{i\tau}$$

この累積超過収益率の平均を次のように求める。³¹

$$Ave. CAR_{(\tau_1, \tau_2)} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N CAR_{i(\tau_1, \tau_2)}$$

累積超過収益率を検定するために、検定統計量 J を求める。まず、累積超過収益率を推計期間の $\hat{\sigma}_i$ を用い次のように標準化する。³²

$$SCAR_i = CAR_i / \hat{\sigma}_i$$

なお、 $\hat{\sigma}_i$ は次のように定義される。³³

$$\hat{\sigma}_i = \sqrt{\sum_{-90}^{-31} \frac{(AR_{it})^2}{L-2}}$$

上述したようにイベント日の 90 営業日前から 31 営業日前までを推計期間とするため、 L は 60 である。そして、標準化した累積超過収益率の平均を次のように求める。³⁴

$$Ave. SCAR_{\tau} = \frac{1}{N} \sum_{i=1}^N SCAR_{i\tau}$$

最後に、以下のように定義する検定統計量 J を求める。³⁵

$$J = \sqrt{\frac{N(L-4)}{L-2}} \left(\frac{1}{N} \sum_{i=1}^N SCAR_{i\tau} \right) \stackrel{\alpha}{\sim} N(0,1)$$

31 See, e.g., *Id* at 24.

32 See, e.g., CAMPBELL, LO & MACKINLAY, *supra* note 6 at 160-161.

33 See, e.g., *Id.* at 158.

34 See, e.g., *Id.* at 162.

35 See, e.g., *Id.*

検定統計量 J は、漸近的に標準正規分布に従う。ゆえに、検定統計量 J を用い、帰無仮説を「平均累積超過収益率は『ゼロ』」として検定することができる。³⁶

本稿では、イベント日の前日 ($\tau_1=-1$) からイベント日の 3 日後 ($\tau_2=3$) の平均累積超過収益率 $Ave. CAR(-1,3)$ を主に着目し、副次的に平均累積超過収益率 $Ave. CAR(0,3)$ に着目する。³⁷ したがって、イベント期間はイベント日の前日からイベント日の 3 日後の 5 日間となる。推計期間は上述したように、イベント日の 90 営業日前から 31 営業日前の 60 日間とする。

3.2. 分析対象企業とイベント日

本稿は、イベント・スタディにて株価の変化を分析するため、分析対象企業は証券取引所に上場している企業となる。証券取引所としては、日本証券グループ傘下の取引所と名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所に上場している企業を対象とする。³⁸ 上場企業の中から、Bhagat らの研究に準じ、日経新聞や読売新聞などの全国紙の朝刊あるいは夕刊に特許権侵害として訴えた、または、訴えられた旨の記事が掲載された企業を分析対象とする。そして、新聞に掲載された日をイベント日とする。なお、新聞報道は、2001 年 1 月 1 日～2016 年 12 月 31 日までを調査する。

3.3. データ

株価データの収集について、日経ニーズ・フィナンシャルクエストを用い株価の終値を抽出する。³⁹ イベント・スタディに用いる推計期間とイベント期間において、株価に欠損値がある場合、この企業は分析対象から除く。⁴⁰

上述した方法にて株価データを収集したところ、企業数は 42 社となり、内訳は原告 22 社、被告 20 社となった。そして、42 社が当事者となった事件の数は 26 件であった。

36 See, e.g., *Id.*

37 Hall & MacGarvie, *supra* note 27 at 1002.

38 日本証券グループの証券取引所として、東京証券取引所、マザーズ、JASDAQ がある。

39 日経ニーズ・フィナンシャルクエストは、日本経済新聞社デジタルメディア局が提供するデータサービス。同局提供の日経ニーズに収録される企業財務、株式・債券、マクロ経済、産業統計など様々なジャンルの経済データを提供している。

40 櫻田譲=大沼宏「ストック・オプション判決に対する市場の反応」『第6回税に関する論文入選論文集』財団法人納税協会連合会 53 頁以下(2010)

4. 結果と考察

平均累積超過収益率を表2に示した。表2はイベント日前日から3日後までの平均累積超過収益率とイベント日から3日後までの平均累積超過収益率である。

表2 平均累積超過収益率: $Ave.CAR(\tau_1, \tau_2)$

(τ_1, τ_2)	原告		被告	
	$Ave. CAR$	$Ave. SCAR$	$Ave. CAR$	$Ave. SCAR$
(-1, 0)	-0.428	-0.284	0.686	-0.06
(-1, 1)	0.124	0.142	1.024	0.144
(-1, 2)	-0.117	-0.163	1.839 *	0.394
(-1, 3)	0.146	0.005	2.257 *	0.446
(0, 1)	0.248	0.208	0.760	0.345
(0, 2)	0.007	-0.097	1.575 ***	0.595
(0, 3)	0.270	0.070	1.993 ***	0.647

注) *は10%水準、**は5%水準、***は1%水準で有意であることを示している。

$Ave. CAR$ の単位は%。

被告企業の結果を確認する。平均累積超過収益率 $Ave.CAR(-1, 3)$ は2.257%であり、符合は正、10%の有意水準で統計的に有意であった。加えて、平均累積超過収益率 $Ave.CAR(0, 3)$ は1.993%であり、符合は正、1%の有意水準で統計的に有意であった。この結果より、イベントによって被告企業の株価は平均的に増加したといえる。このイベントとは、上述したように特許権侵害として提訴されたことの報道である。したがって、「特許権侵害として提訴されたことは、被告企業の価値に正の効果をもたらす」ことになる。

次に、原告企業の結果を確認する。平均累積超過収益率 $Ave.CAR(-1, 3)$ は0.146%であり、符合は正であったが、統計的に有意ではなかった。平均累積超過収益率 $Ave.CAR(0, 3)$ は0.270%であり、符合は正であったが、これも統計的に有意ではなかった。したがって、「特許権侵害として提訴したことにより、原告企業の価値に正の効果をもたらすということはいえない」ことになる。

以上の実証分析の結果を考察する。まず、考えなければならないのが、被告企業の価値に正の効果をもたらした、即ち、企業価値が増加したことである。被告は勝訴した場合に賠償額の支払いは生じないが、答弁書や準備書面の作成、陳述など、訴訟代理人である弁護士への費用の支払は生じるはずである。加えて、これらの書面の作成に、被告の従業員も時間を費やしているため機会費用を損失している。敗訴した場合には、弁護士への支払費用と機会費用に加え、原告に対し損害賠償額の支払いも生じる。勝訴しても敗訴しても費用だけが発生し、被告に収入があるとは考えられない。Bhagat らなどの先行研究における米国での実証分析においても、被告企業の価値は減少している。なぜ、被告企業の価値が増加したのであろうか。

考えられる理由は二つある。一つは、投資家が知らない有力な証拠を被告企業が有しているとして、投資家が被告企業の価値を修正しているのではないか。例えば、特許無効となる有力な情報を被疑侵害者だけが掴んでいるとすると、特許権者が提示する和解案を被疑侵害者は拒絶するだろうし、特許権者は出訴に踏み切るだろう。投資家は提訴の情報を掴むと同時に、特許が無効となる確率が高くなったと判断し、被疑侵害者である被告企業の価値を増加する方向で修正する。もちろん、増加分と訴訟費用とは相殺されるが、訴訟費用に比べて増加分が大きければ、提訴によって企業価値は増加することになる。

もう一つは、費用の総額において、和解よりも訴訟の方が低額であることが考えられる。上述したように、地方裁判所の平均審理期間は概ね 14 カ月である。控訴が無いという前提を置くと、14 カ月以降に訴訟費用は発生しない。ところが、和解交渉では、判決や裁判官の心証開示のような第三者の判断による区切りが無いため、交渉開始から和解の合意まで長期間を要し、上記 14 カ月を超える場合もある。そうすると、時間あたりの費用は、訴訟の方が和解より高額であっても、総額では訴訟の方が低額となる場合も考えられる。また、和解交渉は、特許権者や被疑侵害者の従業員だけで交渉する場合もあれば、弁護士や弁理士などの代理人の協力を得て、または、代理人を通して交渉する場合もある。後者の場合は、時間あたりの費用は、訴訟と和解も大差がないであろう。そうすると、費用は交渉の期間だけに依存するため、訴訟の方が和解より短期に終わるという前提を置くと、和解費用より訴訟費用の方が、総額において低額となる。このように、訴訟費用よりも和解費用の方が総額において小さいのであれば、提訴されたことは将来発生する費用が削減されたとして、投資家が企業価値を増加する方向で修正しているのではないか。

いずれにしても、上述した2つの理由は訴訟費用が比較的low額であることが前提となっている。多大な費用が生じると言われる米国のようなディスカバリー制度を、わが国の民事訴訟は導入していないため、この前提が成り立つ可能性はあるのではないだろうか。なお、当然のことであるが、上記した二つの理由が妥当であるかどうかは、今後、実証的に確認しなければならない。

そして、実証分析の結果により、提訴されることは被告企業の価値に対し、正の効果をもたらすのであるから、被疑侵害者は企業価値の最大化を図るために出訴前の和解交渉を拒絶し、訴訟にて争うことを選ぶ。ゆえに、特許権者も出訴に踏み切らざるを得ないのではないだろうか。

5. むすびにかえて

本稿では、勝訴率が低いにも関わらず、なぜ、特許権者は提訴し判決に向かうのかという問題を明らかにする第一歩として、訴訟費用に着目した。分析の結果をまとめると、特許権侵害訴訟を提訴されると、被告企業の価値に対し正の効果をもたらすことが明らかになった。この結果は、特許権侵害訴訟における訴訟費用が比較的low額である可能性を示唆している。

むすびにかえて、本稿の課題を示し、今後の研究の方向性を議論する。まず、本稿には実証分析に用いた企業数という問題がある。原告と被告を併せても分析に用いたのは42社であり、統計的な信頼性を向上するために企業数は増やしたいところである。米国の場合、Bessenらの研究のように、商用データベースを用いれば分析に用いる企業数を増やすことができ、かつ、出訴日も知ることができる。⁴¹ しかし、わが国の場合、商用データベースや裁判所のウェブサイトは、出訴日の情報を提供していない。加えて、提訴後に判決に至らなかった事件の情報も提供していない。したがって、わが国の事件を分析する場合には、Bhagatらの研究のように報道に頼るしかない。⁴² 今後、新たに報道される出訴の記事を集めながら、企業数を増やして分析する予定である。

次に、実証分析に用いた企業の規模や、専門性の高さ、事業内容によって、企業価値に及ぼす効果がどのように違うのかという問題がある。①企業の規模としては、大きな資本力を背景に多数の特許を有している企業と、そうでない企業、②専門性の高さとしては、特許

41 See Bessen & Meurer, *supra* note 9 at 9.

42 See Bhagat & Coles, *supra* note 7 at 224.

制度を理解している人材の数や特許権侵害訴訟の経験数が多い企業と、そうでない企業、③事業内容としては、技術的な観点から医薬品分野と、それ以外の分野などが例示できる。これら①～③によって企業価値の増減に差はあるのだろうか。組織や技術分野という点で、分析しなければならない課題である。

最後に、本稿がイベントとして着目した提訴は、特許権侵害訴訟の始まりである。終わりはというと、判決や取下げ、出訴後の和解ということになる。これらが、企業価値に対し、どのような効果をもたらすのかという実証分析も、上記した問題を明らかにするために、有益な分析となるであろう。

参考文献一覧

- Bessen, James, Jennifer Ford & Michael J. Meurer, *The Private and Social Costs of Patent Trolls*, 11 BOST. UNIV. SCH. LAW WORK. PAP. 1–34 (2011).
- Bessen, James & Michael J. Meurer, *The Private Costs of Patent Litigation*, BOST. UNIV. SCH. LAW WORK. PAP. 1–43 (2008).
- Bhagat, Sanjai., James A Brickley & Jeffrey L Coles, *The cost of inefficient bargaining and financial distress. Evidence from corporate lawsuits*, 35 J. FINANC. ECON. 221–247 (1994).
- Bhagat, Sanjai, John Bizjak & Jeffrey Coles, *The Shareholder Wealth Implications of Corporate Lawsuits*, 27 FINANC. MANAG. 5–27 (1998).
- Brown, Stephen J. & Jerold B. Warner, *Using Daily Stock Returns*, 14 J. FINANC. ECON. 3–31 (1985).
- CAMPBELL, JOHN Y., ANDREW W. LO & A. CRAIG MACKINLAY, *THE ECONOMETRICS OF FINANCIAL MARKETS* §1 (1997).
- Fama, Eugene F., *Efficient Capital Markets: A Review of Theory and Empirical Work*, 52 AM. FINANC. ASSOC. 737–783 (1970).
- Hall, Bronwyn H. & Megan MacGarvie, *The Private Value of Software Patents*, 39 RES. POLICY 994–1009 (2010).
- Lerner, Josh, *Patenting in the Shadow of Competitors*, 38 J. LAW ECON. 463–495 (1995).
- MacKinlay, A. Craig, *Event Studies in Economics and Finance*, 35 J. ECON. LIT. 13–39 (1997).
- Priest, George L. & Benjamin Klein, *The Selection of Disputes for Litigation*, 13 J. LEGAL STUD. 1–55 (1984).
- 酒井太郎「企業法学における統計学的分析手法：イベント・スタディ」一橋論叢 133 巻 4 号 412 頁以下(2005) 416 頁
- 櫻田譲=大沼宏「ストック・オプション判決に対する市場の反応」『第6回税に関する論文入選論文集』財団法人納税協会連合会 53 頁以下(2010)
- 清水節「統計数字等に基づく東京地裁知財部の実情について」判例タイムズ 61 巻 52 頁以下(2010).
- 広瀬純夫=柳川範之=齊藤誠「企業内キャッシュフローと企業価値-日本の株式消却に関する実証分析を通じての考察」経済研究 56 巻 30 頁以下(2005)

山門優「東京地裁における特許権侵害訴訟の審理要領(侵害論)について」判例タイムズ
64 卷 5 頁以下(2013) 5 頁

ラムザイヤー, J. マーク「国税庁はなぜ勝つか-『法と経済学』から見た勝訴率」ジュリスト 934
号 130 頁以下(1989)